

とくしま消費者見守りネットワーク設置要綱

(設置)

第1条 高齢者・障がい者等の消費者被害防止を図るため、市町村等が行う見守りネットワークの活動に対し、積極的に協力・支援することを目的とした「とくしま消費者見守りネットワーク」(以下「消費者見守りネット」という。)を設置する。

(構成機関)

第2条 消費者見守りネットを構成する機関(以下「構成機関」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

2 構成機関には、消費者見守りネットの目的に賛同する機関や団体等を加えることができる。

(消費者安全確保地域協議会)

第3条 消費者見守りネットは、消費者安全法(平成21年法律第50号)第11条の3第1項の規定による消費者安全確保地域協議会とする。

(活動内容)

第4条 消費者見守りネットは、次の各号に掲げる活動を行う。

- ① 消費者被害の現状や対策等に関する情報の収集及び分析
- ② 市町村等での見守りネットワークの活動に対する支援
- ③ 構成機関が行う消費者教育や啓発活動への支援
- ④ その他、消費者被害防止のため必要と認められる活動

(座長)

第5条 消費者見守りネットに座長を置く。

2 座長は、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局長とする。

(定例会議等)

第6条 消費者見守りネットの定例会議を毎年1回開催する。

2 消費者被害の拡大防止又は未然防止など、必要がある場合には、臨時会議を開催することができる。

3 会議は座長が招集する。

(事務局)

第7条 消費者見守りネットの事務局は、徳島県危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課におく。

(秘密保持義務)

第8条 消費者見守りネットの構成機関、事務に従事する者又は事務に従事していた者は、活動及び事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、消費者見守りネットの運営その他の必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する

附則

この要綱は、令和元年11月6日から施行する

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

附則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する